

祝 辞

皆さん、本日は、おめでとうございます。

皆さんが裁判所職員総合研修所での一年間又は二年間にわたる厳しい養成課程を無事修了され、今日の修了式を迎えられたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持って研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方の御労苦に対し、深い敬意と謝意を表します。

これから皆さんは、新進気鋭の裁判所書記官又は家庭裁判所調査官としてその第一歩を踏み出されるわけですが、何よりも皆さんに期待したいことは、裁判所書記官、家庭裁判所調査官という官職が何のためにあるのかということを一時も忘れずに職務に励んでほしいということです。裁判所の機能は、公正な手続に基づき適正迅速に法的紛争を解決することにあります。裁判所書記官は、その法的専門性をいかし、法規にのっとりた公正かつ円滑な手続進行と適正な裁判の実現に寄与することを、また、家庭裁判所調査官は、行動科学等の専門的知見をいかし、納得性の高い審判や調停の実現に寄与することを、その中核的な役割としています。近年、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化などといった社会の変化を背景に、裁判の手続や内容に対する国民の期待は高まりを見せており、それに伴い国民が求める水準もより高度なものとなってきています。皆さんには、司法に対する国民の期待の重さと厳しさを自覚しながら職務に励むとともに、裁判所書記官、家庭裁判所調査官が裁判で果たす大きな役割に誇りと責任を感じて意欲的に職務に取り組み、その力量を高めていただくことを期待しています。

さて、皆さんにはこの場で三つお願いしたいことがあります。まず一つ目ですが、司法に対する国民の期待が高まっている中、これまで以上に質の高い司法サービスを提供していく姿勢を大切にしてほしいということです。そのためには、組織一丸となって事件処理に当たるという意識が重要となりますが、我が国の裁判所には、裁判官だけで事件処理を行うのではなく、裁判所書記官や家庭裁判所調査官といったそれぞれの専門性を持った職種と裁判官がチームの中で支え合い、互いに成長していく、そういう制度とこれを実行する意識が何十年も前から確立しています。これは、諸外国には見られない日本の裁判所の大きな特徴であって、諸外国と比べての最大のメリットです。皆さんには、チームの一員として事件処理に当たるという意識の下、このメリットを大いに活用し、積極的に学び、質問し、議論しながら、お互いの力を結集して、より質の高い合理的な審理判断ができるように、自分の力と組織力を向上させていってほしいと思います。

二つ目ですが、裁判所書記官や家庭裁判所調査官には、裁判官と十分な意思疎通を図りながら、先に申し上げたような社会の変化に対応し、適正迅速な裁判や納得性の高い審判、調停を実現するために最も合理的な事務は何かということを常に考える姿勢が求められるということです。少し具体的な話をしますと、書記官事務であれ、調査事務であれ、皆さんが各職場に配属された後、経験したことのない事務を処理しなければならぬ場面が少なからずあると思います。新人である皆さんが未経験の事務を処理するに当たっては、まずは先輩方が築き上げてきた実務の運用等を正確に理解する必要があるのは当然なことですが、そのような運用等を行っている理由やその根拠・目的を考えず、これを鵜呑みにして機械

的に事務を行うことは、皆さんの成長にとって好ましいことではないばかりか、場合によっては不適正な事務を無意識に行ってしまう危険もありません。実務の運用が、研修所で学んだ基本型とどのような関係にあるのか、本場に適正で合理的なものなのかをよく考え、疑問があれば、上司、先輩、同僚、裁判官等に質問し議論する姿勢が大切です。日々の執務において、常に法規の内容を確認し、当たり前前の事務であっても、事務改善の工夫を絶やすことなく、事務の見直しが必要であると感じたときには、是非、皆さんの新鮮な感覚をいかし、遠慮なく改善策を提案していただきたく思います。一人で考え込んだり、無理に納得してしまうのではなく、少しでも疑問を感じることに、気になることがあれば、まず口に出すという習慣を若いうちから身に付けていただければと思います。着任後しばらくすればある程度仕事に慣れ、自信の付いてくる時期が来ると思いますが、そういうときにも常に初心を忘れることなく、このような姿勢を持ち続けていただくことを希望します。

三つ目のお願いです。皆さんは、これから裁判所書記官と家庭裁判所調査官という異なる官職に就かれるわけですが、同じ研修所で学び、一緒に巣立っていく同期の仲間でもあります。この同期の絆は皆さんの長い裁判所生活の貴重な糧になりますので、大切にしてください。とりわけ、関係する職種間の協働の重要性が高まっており、これからは、職種を超えた連携や協力関係を求められる場面がますます増えていくものと予想されます。そうした意味からも、互いに助け合い、切磋琢磨しながら、国民から信頼される裁判所職員として大きく成長されることを願って止みません。

最後になりましたが、皆さんが、裁判所職員として、その職責を十全に

果たし、国民の期待に応える裁判の実現に寄与するためには、心身の健康を保持することが大前提です。職場の上司も細心の配慮をしますが、皆さん自身も機会を求めて休養やリフレッシュに努めていただきたいと思えます。皆さんが、日々気力を充実させて、多方面で活躍されることをお祈りして、私の祝辞といたします。

平成三十年三月一日

最高裁判所判事 菅野博之